令和2年4月7日 選挙管理委員会事務局

茨木市長選挙及び茨木市議会議員補欠選挙の執行について

令和2年4月12日執行予定の標記選挙については、予定どおり執行します。 なお、国においては、選挙は民主主義の根幹をなすもので、不要不急の外出には当 たらないとの見解も示されています。

執行に当たり、投票所等においては、新型コロナウイルス感染症の予防対策を下記のとおり講じるものとします。

記

【感染症予防対策】

下記内容の主なものについては、公報、新聞折り込みチラシ、宣伝車等にて周知します。

- 1 投票管理者、投票立会人、投票事務従事者はマスクを着用する。
- 2 投票所の出入り口に、手指消毒用アルコールを設置する。
- 3 投票所内の換気に努める。
- 4 記載台等を定期的にアルコールで消毒する。
- 5 有権者の方々にクリップ付き鉛筆を配付する。持参筆記具での記載も可とする。
- 6 記載台等については、一定の距離をおいて配置する。
- 7 投票所において混雑した場合には、一定の距離を保ち並んでいただくよう従事者が誘導を行う。

※これまでの経過

(令和2年4月1日)

- ・ 茨木市長、大東市長連名により、総務省自治行政局及び大阪府選挙管理委員会に対して、感染拡大のリスクがあり、選挙の執行は適切ではないと考える旨の意見書を提出する。
- ・大阪府選挙管理委員会より、選挙の延期等は公職選挙法に反するものであり、政治の空白を生じさせないためにも、選挙の執行は必須であるが、その際には感染症対策には適切に取り組む必要があると考えている旨回答あり。

(令和2年4月2日)

・総務省より、選挙は住民の代表を決める民主主義の根幹をなすものであり、決められたルールの下で代表を選ぶことが大原則であることから、有権者にも予防対策を講じていただき積極的な投票をお願いしたい旨、回答あり。

(令和2年4月7日)

緊急事態宣言の発令を前に、大阪府選挙管理委員会に再度確認したところ、従前の 考え方と変わりない旨回答あり。